（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第一条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（四半期の開示事項） **第六条**　規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ 一　［略］ 二　［略］ 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］ 八　自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項 九　自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項 十　［略］ 十一　［略］ 十二　連結レバレッジ比率に関する事項	（四半期の開示事項） **第六条**　［同上］ 一　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 二　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率 三　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率 四　単体及び連結における総自己資本の額 五　単体及び連結におけるＴｉｅｒ１資本の額 六　単体及び連結における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額 七　単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額 八　［同上］ 九　［同上］ 十　［同上］ 十一　［同上］ 十二　［同上］ 十三　［同上］ 十四　［同上］ ［号を加える。］ 十五　［同上］ 十六　［同上］ ［号を加える。］

2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。）により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、それぞれ作成するものとする。

3　第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（別紙様式第八号）

［別紙１－１］

（別紙様式第九号）

［別紙１－２］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［**（別紙様式第八号）**　別紙１－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（単体）

国際様式の当該番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	当四半期末	前四半期末	前々四半期末	八の前四半期末	二の前四半期末
資本					
1　普通出資等Tier１資本の額					
2　Tier１資本の額					
3　総自己資本の額					

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。）により、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

［別紙様式を加える。］